



令和7年7月23日

担当課	高齢者・地域福祉課
担当者	宮地・小杉・藪
電話	073 (435) 1063
内線	5260・5061・5258

定額減税しきれなかった方への給付(不足額給付)について ～7月29日から順次お知らせ等の発送を開始します～

令和6年に実施している定額減税しきれないと見込まれる方への給付に不足のあることが判明した方等に給付金を支給します。

つきましては、支給対象者に対し、お知らせ等を発送します。

1 支給対象者

令和7年1月1日に和歌山市に住所を有し、次のⅠ又はⅡいずれかに該当する方

- Ⅰ 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方
- Ⅱ 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）

2 支給額

- Ⅰ 「不足額給付時における調整給付所要額」－「当初調整給付時における調整給付所要額」
- Ⅱ 原則4万円（定額）※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

3 お知らせ等 令和7年7月29日（火）順次送付

4 手続き方法等

- (1) 「お知らせはがき」が届いた方
⇒原則、手続きの必要はありません。口座変更等の修正を希望する方のみ、令和7年8月12日（火）までに届出が必要です。
- (2) 「確認書」が届いた方（提出期限：令和7年10月31日（金））
⇒給付要件を確認し、届いた確認書に必要事項を記入の上、郵送又は持参（修正の必要がない場合は、オンライン申請可）
- (3) 申請書の提出が必要な方（提出期限：令和7年9月30日（火））
⇒支給要件に該当する方は、必ず必要書類を添付した上で、申請書に必要事項を記入の上、郵送又は持参
- (4) 支給対象と思われるが、何も届かない方
⇒書類が届いていない方は、事務局へお問い合わせください。

5 注意事項 給付金をかたる「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。

6 問い合わせ先 和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局 「専用コールセンター0120-969-861（平日8:30～17:15）」